

## 市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### I 制定趣旨

令和元年人事院勧告等に伴い一般職の職員の勤勉手当の支給月数（割合）が引き上げられたことにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

- ・ 期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き上げ

### II 条例の主な改正内容

#### 1 第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

##### （1）第6条第2項の改正

期末手当の支給月数（割合）の変更

区分		6月期	12月期	合計月数
令和元年度	期末手当	1.95月	1.95月	3.90月
令和2年度から	期末手当	<u>1.975月</u>	<u>1.975月</u>	<u>3.95月</u>

#### 2 第2条関係（富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

##### （1）第6条第1項の改正

文言の整理

##### （2）第6条第2項の改正

期末手当の支給月数（割合）の変更

内容は、第1条関係と同様です。

### III 施行日関係

- 2（1）の改正は公布の日から、その他の改正は令和2年4月1日から施行

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 <u>教育長</u>で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に<u>それぞれ在職する者</u>に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項各号(同法第4条第3項第2号又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))若しくは同法第252条の規定に該当する場合に限る。)の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、解職され、罷免され、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 <u>        </u>6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に<u>在職する教育長</u>に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項各号(同法第4条第3項第2号又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))若しくは同法第252条の規定に該当する場合に限る。)の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、解職され、罷免され、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p>

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30